

令和4年 第1回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和4年1月13日					
3. 開催通知の期日	令和4年1月13日					
4. 招集期日	令和4年1月28日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	11	北原元明	欠
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	湯本智明	出	13	小池俊治	出
	4	山本武彦	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
	10	藤浦忠広	出	20		
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		酒井義之		出	
	書 記		梨本祥子		欠	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 3号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 3号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和3年度下半期農地流動化補助金について

<開会>

会長代理 それでは、ただいまから令和4年第1回山ノ内町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席者は、北原元明委員、山口剛委員の連絡がありました。

今回、会場広めにとってあります。コロナウイルス対策のためマイクを使用していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、招集者よりご挨拶申し上げます。山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 明けましておめでとうございます。

昨年は、災害で農家の皆さんも大変苦労したと思いますけれども、今年はまたいい年になりますようお願いしておりますけれども、今年は、また昨年に比べまして雪もちょっと多くて、果樹農家の方には枝折れ等の心配もあるかと思われましても、その辺もまた心配ですけれども、今年はいいい年になりますよう祈念をしております。また今日は、新型コロナも町内で割と出ているわけですけれども、今日の定例会もちょっと悩んだこともありまして、今日も全員参加の中で間隔を取り、定例会を開催いたします。

今年度また皆さんもお世話になり、ご協力をいただきまして1年間活動をしていきたいと思っておりますので、皆様、ご協力よろしくお願いいたします。今日は大変ご苦労さまです。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。会長の進行でよろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事録署名委員の選任でございます。本日は

4番 山本武彦 委員

6番 望月美知子 委員

よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、議事に入りたいと思います。

(1) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いいたします。

事務局 事務局から説明します。

資料1ページをお願いします。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、今月11件です。

1件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者が〇〇〇〇、対象農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、面積が1,339平米です。あっせんの希望はありま

せん。

2件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇－〇ほか2筆、現況地目、畑、面積が合計で3,499平米、あっせんの希望はありません。

3件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇ほか6筆、畑で、合計面積が1万538平米です。あっせんの希望はありません。

4件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇、田で、1,970平米です。あっせんの希望はありません。

5件目ですが、農地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目は原野で、面積が420平米です。あっせんの希望はありません。

6件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇－〇、畑で、面積が281平米、あっせんの希望はありません。

7件目ですが、農地所有者は〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇ほか8筆、畑で、合計面積が8,300平米です。あっせんの希望はありません。

8件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇－〇ほか3筆、地目が田で、合計面積が4,744平米、あっせんの希望はありません。

9件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇ほか14筆、現況地目が畑で、合計面積が1万6,226平米、あっせんの希望はありません。

10件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇－〇ほか5筆、地目が畑で、合計面積が3,908平米です。あっせんの希望はありません。

最後、11件目ですが、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇－〇ほか3筆、地目が畑で、合計面積が1万1,769平米、あっせんの希望はありません。

以上11件、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども、何か質問ありましたらお願いいたします。(なし)

ないようでしたら次に進めさせていただきます。

(2)報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 引き続き、資料2ページをお願いします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。

1件目ですが、所在地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇－〇、現況地目が畑で、面積が1,928平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃貸人から返還を求められたためとなります。

2件目ですが、所在地が大字寒沢字〇〇〇〇〇－〇、畑で、面積が1,331平米、通知人、賃貸人が〇の〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃貸人から返還を求められたためとなります。

以上2件、報告します。

議長 ありがとうございます。報告事項ですけれども何かご質問ありましたらお願いいたします。(なし)
ないようでしたら次に進みます。

(3) 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。報告第3号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、公共事業による届出になります。今月1件です。

農地の所在地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は2筆合計31.12平米、農地区分は2種農地地に該当しまして、こちらを道路用地として利用するというのでございます。申請人は山ノ内町、事業の詳細は、のり面工事及び町道部分の拡幅工事ですが、当該箇所の周辺は、緊急車両などが転回するために必要なスペースがなく、また豪雨時に町道上ののり面が崩れた箇所であり、地元から町道改良の要望が出ており、必要となる用地を地権者から町に寄附を頂き工事を実施するものです。位置図を15ページにつけております。場所ですけれども、〇〇〇〇から北東に200メートルほど進んだ〇〇の集落内にある農地です。集成図を16ページ、登記完了証を17ページにつけてあります。以上、報告をします。

議長 ありがとうございます。この報告事項について質問がありましたらお願いいたします。(なし)
ないようでしたら次に進みます。

(4) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料のほう4ページ目をお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月2件です。

1件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,969平米、家族総数2、稼働人員が2です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1万9,822平米、家族総数4、稼働人員4です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、面積が1,327平米です。契約内容は売買で、価格は全体で100万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、労働力不足のため規模縮小、受人につきましては、ブドウの作付で規模拡大となります。位置図を20ページ、公図を21ページに載せておりますが、場所につきましては、〇〇〇〇〇から400メートルほど東に上った辺りの農地となっております。

2件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに1,342平米、家族総数1、稼働人員がゼロです。受人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積2万4,967平米、耕作面積が2万6,854平米、家族総数が4、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑で、面積が1,023平米です。契約内容は売買で、価格は全体で1万円です。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、リンゴの作付で規模の拡大となります。位置図を22ページ、公図を23ページに載せておりますけれども、場所につきましては、受人の〇〇さんのご自宅の道を挟んで向かい側、下段に位置する農地となっております。

以上、2件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、補足説明をお願いいたします。1 番の案件について、湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本（貴）委員 ○○さんに関しては、ここに書いてありますとおり、継いで農家をやる方がいないということで、農地を手放したいというところに、○○さんのうちの近くの畑ということもあってお願いに行ったところ、快く受けていただいて、○○さんもしっかり農業をやっている方ですので間違いないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは、この案件について質問がありましたらお願いいたします。（なし）
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、2 番の案件について補足説明を、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 渡人の○○さんは長野市に住んでおられまして、前もこういう案件がありましたが、高齢で後継者もなく維持できないため、○○の○○○○さんの屋敷周りでありますことで、お願いされたということです。○○○○さん自体は、息子さんも家で農業をやっておられますので問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。（なし）
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、（5）議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、資料 5 ページをお願いします。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、今月 1 件でございます。
農地の所在地ですが、大字夜間瀬字○○○○○○○-○、登記、現況ともに畑で、面積が 2, 5 2 4 平米、農地区分は 1 種の農地でございます。こちらに住宅用用地として転用したいということでございます。申請人ですけれども、渡人は○○○○○の○○○○、受人は、○○○在住の○○○○、契約内容は贈与です。事由の詳細ですけれども、住宅に隣接する農地を駐車場や庭、雪捨場として利用するため転用するものです。農地の現状ですが、既に農地の半分ほどをコンクリートで舗装され、駐車場や道路として使われております。これは過去に農業委員会の許可がなく執行されたもので、違反転用ということになります。コンクリート舗装されていないもう半分部分は、農地として何も耕作されていませんが、草刈り等の管理がされています。今回の転用では、違反転用した舗装箇所は現行のまま駐車場として利用し、もう半分を庭や冬場の雪捨場として利用したいということで申請されました。場所ですけれども、資料 2 4 ページの位置図になります。○○○○○○○○○○○○のチェーン着脱場から北志賀高原の方向に約 3 5 0 メートルほど進んだ国道沿いの農地です。2 5 ページに公図の写し、2 6 ページは登記簿謄本の写しを載せております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。

この案件について補足説明をお願いいたします。小池委員、お願いいたします。

小池委員 この案件ですけれども、ご長男様が昨年6月にお亡くなりになりまして、渡人の〇〇さんが実の娘でございます。〇〇さんが〇〇〇さんの実の妹で、〇〇〇に住んでいるということで受人となりました。もともと去年、おととしぐらいまでは、お兄さんが手入れをされていたんですけれども、お亡くなりになりまして、妹に手入れをしていただきたいということで、このようなことになっております。駐車場とかそこら辺を無許可でやってしまったといったことは、ちょっと知らなかったんですけれども、今のところ何も作ることなく営々やっておりますので、〇〇〇から来るということで、時間的には大分近くにいるので、十分管理がされるんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
(6) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について、事務局よりお願いいたします。

事務局 資料のほう9ページをお願いします。議案第3号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月新規が3件、再設定が10件の計13件です。

1件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇同じく〇〇〇〇、いずれも畑で、2筆合計面積が1,996平米です。利用権の種類は賃借権で、5年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で2万5,000円の新規設定です。

2件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、2,070平米です。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でブドウの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の再設定です。

3件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく寒沢の字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇-〇、いずれも畑で、3筆合計面積が3,988平米です。利用権の種類が賃借権で、5年間の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の再設定となります。

4件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、1,063平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の再設定となります。

5件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、1,353平米、利用権の種類が賃借権で、3年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は全体で3万2,478円の再設定です。

6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地が、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、950平米、利用権の種類が賃借権で、10年の設定で桃の作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の新規設定となります。

7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、803平米のうちの7

00平米となります。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇、設定する農地が、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇の3筆で、地目がいずれも畑、3筆合計面積が1,055平米となっています。利用権の種類は賃借権で、10年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、畑で、2,838平米、利用権の種類が賃借権で、10年の設定でプラムの作付を予定しています。賃料は10アール当たり7,000円の再設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇-〇、いずれも畑で、2筆合計面積が1,287平米です。利用権の種類が賃借権となりまして、20年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり5,000円の新規設定となります。

続いて、10ページのほうをお願いします。

11件目ですけれども、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇-〇、畑で、1,347平米、利用権の種類が賃借権で、3年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は10アール当たり1万円の再設定となります。

12件目ですけれども、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、いずれも畑で、2筆合計面積が2,705平米です。利用権の種類は賃借権で、2年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3万円の再設定となります。

最後、13件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇-〇、同じく〇〇〇〇-〇、いずれも畑で、2筆合計面積が2,657平米です。利用権の種類が賃借権で、1年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万5,000円の再設定となります。

以上、13件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

それでは、補足説明をお願いいたします。1番の案件について、渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 設定する〇〇〇〇さんは、ご高齢のためリンゴ等規模縮小を希望されています。〇〇〇〇さんは、農協の技術員をしながら家業でもある農業をしっかり従事しておられます。ここで規模を拡大して本格的にと意欲もあり、問題ないと思われれます。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けいたします。質問がある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

2番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○○○さんが今貸している人は、○○○○さんは、甥っ子さんに当たるもので、前からそこで作物を作って何ら問題ありません。また再設定ということで、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件について、上原代理、お願ひいたします。

上原委員 3番の件ですけれども、○○さんから○○さんは以前から畑を借りておられて、適正に管理されておりましたので、再設定でありますので、何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、湯本智明委員、お願ひいたします。

湯本(智)委員 以前から○○さんのおうちで○○○の畑を耕作されていますし、この○○○も三、四年前に就農されまして、まだご両親も健在で頑張っておられますので、再設定でもありますので、問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、湯本浩委員、お願ひいたします。

湯本(浩)委員 ○○さんにつきましては、労働力不足ということで、○○○○さんにつきましては、夫婦でしっかり耕作されておりますので、再設定でもあり問題ないと思ひます。お願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
次、6番の案件について、湯本幸作委員、お願ひいたします。

湯本(幸)委員 ○○○○さんなんですが、桃の栽培面積をもう少し増やしたいと思っていたところ、自宅から歩いて行けるところが見つかったそうなので、そこをやることになりました。真剣に取り組んでいらっしゃる方なので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(賛成者挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
7番の案件について、齊藤委員、お願ひいたします。

齊藤委員 ○○○○さんは、親子4人で農業をやっておられるわけですが、○○○○さんの親戚で、前から畑を貸して作っていただいていたということで、またここで再設定ということで、何ら問題ないと思いますのでお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 8番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員 山口委員が欠席ということで、代わりに補足説明をさせていただきます。 ○○○○さんですが、認定農業者であって、以前から○○さんの畑を借りておられ、再設定ということで何ら問題ないということなので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 9番の案件について、山本武彦委員、お願いいたします。

山本(武)委員 ○○○○○さんは、プラムをここで作っておりますので、再設定ということで、何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 10番の案件について、湯本智明委員、お願いいたします。

湯本(智)委員 ○○さんですけれども、旦那さん、昨年亡くなられて、とても農業ができないということで、○○君はお母さんの実家が○○さんちになります。○○君は自分ちの畑をブドウとリンゴに改植いたしまして、リンゴ畑を探していたところにちょうど○○さんの畑が出たということで、大変やる気ありますので問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 11番の案件について、上原代理、お願いいたします。

上原委員 ○○○○さんですが、もう高齢ということで廃業をされており、以前から○○○○君が畑を借りております。また再設定ということで、○○君も一生懸命やっておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし) ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。 続きまして、12番の案件、13番の案件、一緒なので私が補足説明をさせていただきます。

きます。

〇〇さんは、高齢のため農業のほうできないということで、〇〇〇〇さんがその農地をお借りして、ブドウを作っているわけですが、再設定でもありますし、小林さんも若手で頑張っておられまして、認定農業者で畑のほうも適切に管理されております。

それと、13番の〇〇〇〇さんですが、〇〇さんのほうなんですけれども勤め人でおられて、退職されてからはリンゴの栽培をされているわけですが、1人住まいということで、できる範囲で自分で多少のリンゴを作っている中で、できない部分を〇〇さんが借り受けて栽培されております。〇〇さんのほうも頑張っておられるので間違いのないと思います。両件とも再設定でありますのでよろしくお願いたします。

それでは、12番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

13番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

協議の関係はこれで終了いたします。大変ありがとうございました。ご苦労さまでした。

会長代理 山本会長、進行ありがとうございました。

<その他> 令和3年度下半期農地流動化補助金について

会長代理 以上をもちまして令和4年第1回山ノ内町農業委員会定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 4時40分